

した検査項目数に相当する点数を加算する。

区分番号「D006」出血・凝固検査の注の場合

区分番号「D007」血液化学検査の注の場合

区分番号「D008」内分泌学的検査の注の場合

区分番号「D009」腫瘍マーカーの注2の場合

区分番号「D010」特殊分析の「5」アミノ酸定量の「ロ」の場合

区分番号「D013」肝炎ウイルス関連検査の注の場合

区分番号「D014」自己抗体検査の注の場合

例 患者から1回に採取した血液等を用いて区分番号「D009」腫瘍マーカーの「2」の癌胎児性抗原（CEA）精密測定と「6」のCA19-9精密測定を行った場合、検体検査実施料の請求は区分番号「D009」腫瘍マーカーの「注2」の「イ」2項目となるが、外来迅速検体検査加算は、行った検査項目数が2項目であることから、10点を加算する。

- (3) 同一患者に対して、同一日に2回以上、その都度迅速に検体検査を行った場合も、1日につき5項目を限度に算定する。
- (4) 区分番号「A002」外来診療料に含まれる検体検査とそれ以外の検体検査の双方について加算する場合も、併せて5項目を限度とする。
- (5) 現に入院中の患者については算定できない。ただし、外来を受診した患者に対し、迅速に実施した検体検査の結果、入院の必要性を認めて、引き続き入院となった場合は、この限りではない。

D000 尿中一般物質定性半定量検査

- (1) 検体検査を行った場合は所定の判断料を算定できるものであるが、尿中一般物質定性半定量検査を実施した場合は、当該検査に係る判断料は算定できない。

- (2) 尿中一般物質定性半定量検査

ア 尿中一般物質定性半定量検査とは、試験紙、アンプル若しくは錠剤を用いて検査する場合又は試験紙等を比色計等の機器を用いて判定する場合をいい、検査項目、方法にかかわらず、1回につき所定点数により算定する。

イ 尿中一般物質定性半定量検査に含まれる定性半定量の検査項目は、次のとおりである。

- (イ) 比重
- (ロ) pH
- (ハ) 蛋白
- (ニ) 糖
- (ホ) ウロビリノーゲン
- (ヘ) ウロビリリン
- (ト) ビルルビン
- (チ) アセトン体（ケトン体）
- (リ) 潜血
- (ヌ) 試験紙法による尿細菌検査
- (ル) 食塩検査
- (ヲ) 試験紙法による白血球検査

(ワ) アルブミン

- (3) 尿中一般物質定性半定量検査は当該検査の対象患者の診療を行っている保険医療機関内で実施した場合にのみ算定できるものであり、委託契約等に基づき当該保険医療機関外で実施された検査の結果報告を受けるのみの場合は算定できない。ただし、委託契約等に基づき当該保険医療機関内で実施された検査について、その結果が当該保険医療機関に対して速やかに報告されるような場合は、所定点数を算定できる。

D 0 0 1 尿中特殊物質定性定量検査

- (1) 「6」の先天性代謝異常症の尿スクリーニングテストとは、次に掲げる物質の定性半定量検査及び反応検査をいう。

ア 塩化第2鉄反応（フェニールケトン体及びアルカプトン体の検出を含む。）

イ 酸性ムコ多糖類

ウ システイン、シスチン等のSH化合物

エ ヒスチジン

オ メチルマロン酸

カ ミロン反応

キ イサチン反応

ク ベネディクト反応

- (2) 「7」のポルフィリン症スクリーニングテストとして、Watson-Schwartz反応、Rimington反応又はDeanand Barnes反応を行った場合は、それぞれ所定点数を算定する。

- (3) 「11」のマイクロトランスフェリン精密測定（尿中）、アルブミン定量精密測定及び「15」のIV型コラーゲン定量精密測定は、糖尿病又は早期糖尿病性腎症患者であって微量アルブミン尿を疑うもの（糖尿病性腎症第1期又は第2期のものに限る。）に対して行った場合に、3か月に1回に限り算定できる。なお、これらを同時に行った場合は、主たるもののみ算定する。

- (4) 「12」のミオイノシトール定量は、空腹時血糖が110mg/dL以上126mg/dL未満の患者に対し、耐糖能診断の補助として、尿中ミオイノシトールを測定した場合に1年に1回に限り算定できる。ただし、既に糖尿病と診断されている場合は、算定できない。

- (5) 同一日に尿、穿刺液・採取液及び血液を検体として生化学的検査(I)又は生化学的検査(II)に掲げる検査項目につきそれぞれを実施した場合の、多項目包括規定の適用については、尿、穿刺液・採取液及び血液のそれぞれについて算出した項目数により所定点数を算定するのではなく、血液、尿、穿刺液・採取液それぞれに係る項目数を合算した項目数により、所定点数を算定する。ただし、同一日に行う2回目以降の血液採取による検体を用いた検査項目については、当該項目数に合算せず、所定点数を別途算定する。

- (6) 蛋白質とクレアチニンの比を測定する目的で試験紙により実施した場合は、「17」のその他による尿中クレアチニン検査として算定し、その判断料は、区分番号「D 0 2 6」検体検査判断料の「1」の尿・糞便等検査判断料を算定する。

D 0 0 2 尿沈渣顕微鏡検査

- (1) 尿沈渣顕微鏡検査の所定点数は、赤血球、白血球、上皮細胞、各種円柱、類円柱、粘液系、リポイド、寄生虫等の無染色標本検査の全ての費用を含む。

- (2) 尿沈渣顕微鏡検査は、区分番号「D 0 0 0」尿中一般物質定性半定量検査若しくは区分

番号「D001」尿中特殊物質定性定量検査において何らかの所見が認められ、又は診察の結果からその実施が必要と認められて実施した場合に算定すること。

- (3) 尿沈渣顕微鏡検査は当該検査の対象患者の診療を行っている保険医療機関内で実施した場合にのみ算定できるものであり、委託契約等に基づき当該保険医療機関外で実施された検査の結果報告を受けるのみの場合は算定できない。ただし、委託契約等に基づき当該保険医療機関内で実施された検査について、その結果が当該保険医療機関に速やかに報告されるような場合は、所定点数により算定する。
- (4) 尿路系疾患が強く疑われる患者について、診療所が尿沈渣顕微鏡検査を衛生検査所等に委託する場合であって、当該衛生検査所等が採尿後4時間以内に検査を行い、検査結果が速やかに当該診療所に報告された場合は、所定点数を算定できる。

D002-2 フローサイトメトリー法による尿中有形成分定量測定

本測定は区分番号「D000」尿中一般物質定性半定量検査若しくは区分番号「D001」尿中特殊物質定性定量検査において何らかの所見が認められ、又は診察の結果からその実施が必要と認められ、赤血球、白血球、上皮細胞、円柱及び細菌を同時に測定した場合に算定する。

D003 糞便検査

- (1) 「6」のヘモグロビン定性又は「8」のヘモグロビン定量と「1」の潜血反応検査を同時に実施した場合には、「6」又は「8」の所定点数のみ算定する。
- (2) 糞便中の細菌、原虫検査は、区分番号「D017」排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査により算定する。
- (3) ヘモグロビン検査を免疫クロマト法にて行った場合は、「6」のヘモグロビン定性により算定する。
- (4) ヘモグロビン検査を金コロイド凝集法による定量法にて行った場合は、「8」のヘモグロビン定量により算定する。

D004 穿刺液・採取液検査

- (1) 「2」の胃液又は十二指腸液一般検査の所定点数には、量、色調、混濁、粘液量、臭気、酸度測定、ペプシン及び乳酸定量、ラブ酵素の証明、蛋白質の呈色反応（ニンヒドリン反応、ビウレット反応等）、毒物、潜血、虫卵、ウロビリニン体の定性定量、コレステリン体の定量、液に含まれる物質の定性半定量の検査等の費用が含まれる。
- (2) 「3」の髄液一般検査の所定点数には、外見、比重、ノンネアペルト、パンディ、ワイヒブロット等のグロブリン反応、トリプトファン反応、細胞数、細胞の種類判定及び蛋白、グルコース、ビリルビン、ケトン体等の定性半定量の検査等が含まれる。
- (3) 「4」の精液一般検査の所定点数には、精液の量、顕微鏡による精子の数、奇形の有無、運動能等の検査の全ての費用が含まれる。
- (4) 「5」の頸管粘液検査の所定点数には、量、粘稠度、色調、塗抹乾燥標本による顕微鏡検査（結晶、細菌、血球、腔上皮細胞等）等の費用が含まれる。
- (5) 「6」の子宮頸管粘液中顆粒球エラスターゼは、赤色ラテックス着色法により、絨毛羊膜炎の診断のために妊娠満22週以上満37週未満の妊婦で切迫早産の疑いがある者に対して測定した場合に算定する。
- (6) 「7」の子宮頸管粘液中顆粒球エラスターゼ精密測定は、絨毛羊膜炎の診断のために妊娠満22週以上満37週未満の妊婦で切迫早産の疑いがある者に対して行った場合に算定する。

- (7) 「8」の腔分泌液中乳酸脱水素酵素（LDH）半定量のためのタンポンによる検体採取に係る費用は、所定点数に含まれる。
- (8) 「9」のマイクロバブルテストは妊娠中の患者又は新生児の患者に対して週に1回に限り算定できる。
- (9) 「10」の関節液中コンドロカルシンは、EIA法によるが、エックス線所見で明らかに変形性関節症又は慢性関節リウマチが診断できる場合は算定できない。
- (10) 「11」の羊水中肺サーファクタントアポ蛋白（SP-A）を妊娠中に実施する場合には、糖尿病を合併しない場合は妊娠満33週より前の時期において1回に限り算定でき、糖尿病を合併する場合は満32週より前の時期において1回に限り算定でき、満32週以降においては週1回に限り算定できる。
- (11) 「12」のIgGインデックス、「13」の髄液オリゴクローナルバンド測定及び「14」の髄液MBPは、多発性硬化症の診断の目的で行った場合に算定する。
- (12) 「15」の悪性腫瘍遺伝子検査は、固形腫瘍の腫瘍細胞を検体とし、PCR法、SSCP法、RFLP法等を用いて、悪性腫瘍の詳細な診断及び治療法の選択を目的として悪性腫瘍患者本人に対して行った、肺癌におけるEGFR遺伝子検査又はK-ras遺伝子検査、膵癌におけるK-ras遺伝子検査、悪性骨軟部組織腫瘍におけるEWS-Fli1遺伝子検査、TLS-CHOP遺伝子検査又はSYT-SSX遺伝子検査、消化管間葉系腫瘍におけるc-kit遺伝子検査又は家族性非ポリポーシス大腸癌におけるマイクロサテライト不安定性検査について、患者1人につき1回に限り算定する。
- (13) 「15」の悪性腫瘍遺伝子検査を算定するに当たっては、その目的、結果及び選択した治療法を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- (14) 「15」の悪性腫瘍遺伝子検査、区分番号「D006-2」血液細胞核酸増幅同定検査（造血器腫瘍核酸増幅同定検査）又は区分番号「D006-6」免疫関連遺伝子再構成のうちいずれかを同一月中に併せて行った場合には、主たるもののみ算定する。
- (15) 「16」の抗悪性腫瘍剤感受性検査は、胃悪性腫瘍に対する区分番号「K655」胃切除術、区分番号「K655-2」腹腔鏡下胃切除術、区分番号「K655-4」噴門側胃切除術、区分番号「K657」胃全摘術又は区分番号「K657-2」腹腔鏡下胃全摘術であって、日本胃癌学会の胃癌取扱い規約により根治度Cの結果であったものにおいて採取された摘出腫瘍組織を検体とし、HRA法又はCD-DST法を用いて、胃悪性腫瘍の抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として行った場合に限り、患者1人につき1回に限り算定する。
- (16) 当該検査の対象となる抗悪性腫瘍剤は、細胞毒性を有する薬剤であって胃悪性腫瘍に適応を有するものに限る。また、当該検査に係る薬剤の費用は、所定点数に含まれる。
- (17) 同一日に尿、穿刺液・採取液及び血液を検体として生化学的検査(I)又は生化学的検査(II)に掲げる検査項目につきそれぞれを実施した場合の、多項目包括規定の適用については、尿、穿刺液・採取液及び血液のそれぞれについて算出した項目数により所定点数を算定するのではなく、血液、尿、穿刺液・採取液それぞれに係る項目数を合算した項目数により、所定点数を算定する。ただし、同一日に行う2回目以降の血液採取による検体を用いた検査項目については、当該項目数に合算せず、所定点数を別途算定する。

D005 血液形態・機能検査

- (1) 「1」の赤血球沈降速度測定は当該検査の対象患者の診療を行っている保険医療機関内で実施した場合にのみ算定できるものであり、委託契約等に基づき当該保険医療機関外で実施された検査の結果報告を受けるのみの場合は算定できない。ただし、委託契約等に基づき当該保険医療機関内で実施された検査について、その結果が当該保険医療機関に速やかに報告されるような場合は、所定点数により算定する。
- (2) 同一検体について、「4」の好酸球数及び「5」の末梢血液像の検査を行った場合は、「5」の末梢血液像の所定点数のみを算定する。
- (3) 「5」の末梢血液像及び「14」の骨髓像の検査については、少なくともリンパ球、単球、好中球、好酸球、好塩基球の5分類以上の同定・比率計算を行った場合に算定する。
- (4) 「5」の末梢血液像及び「14」の骨髓像の検査に当たって、位相差顕微鏡又は蛍光顕微鏡を用いた場合であっても所定点数により算定する。また、末梢血液像の検査の際に赤血球直径の測定を併せて行った場合であっても、所定点数により算定する。
- (5) 「5」の「注」及び「14」の「注」にいう特殊染色は、次のとおりである。
 - ア オキシダーゼ染色
 - イ ペルオキシダーゼ染色
 - ウ アルカリフォスファターゼ染色
 - エ パス染色
 - オ 鉄染色（ジデロブラスト検索を含む。）
 - カ 超生体染色
 - キ 脂肪染色
 - ク エステラーゼ染色
- (6) 「6」の末梢血液一般検査は、赤血球数、白血球数、血色素測定(Hb)、ヘマトクリット値(Ht)、血小板数の全部又は一部を行った場合に算定する。
- (7) 「8」の赤血球抵抗試験は、次のとおりである。
 - ア シュガーウォーターテスト
 - イ ハムテスト
 - ウ クロスビーテスト
 - エ パルパート法
 - オ サンフォード法
- (8) 「9」のヘモグロビンA_{1c} (HbA_{1c})、区分番号「D007」血液化学検査の「14」のグリコアルブミン又は同区分「17」の1,5-アンヒドロ-D-グルシトール(1,5AG)のうちいずれかを同一月中に併せて2回以上実施した場合は、月1回に限り主たるもののみ算定する。ただし、妊娠中の患者、1型糖尿病患者、経口血糖降下薬の投与を開始して6月以内の患者、インスリン治療を開始して6月以内の患者等については、いずれか1項目を月1回に限り別に算定できる。
- (9) 「12」のデオキシチミジンキナーゼ(TK)活性精密測定は、造血器腫瘍の診断又は治療効果判定のために行った場合に算定する。
- (10) 「13」のターミナルデオキシヌクレオチジルトランスフェラーゼ(TdT)精密測定は、白血病又は悪性リンパ腫の診断又は治療効果判定のために行った場合に算定する。
- (11) モノクローナル抗体法による造血器悪性腫瘍細胞検査

ア 「15」のモノクローナル抗体法による造血器悪性腫瘍細胞検査はモノクローナル抗体を用いて蛍光抗体法、酵素抗体法、免疫ロゼット法等により白血病細胞又は悪性リンパ腫細胞の表面抗原又は細胞内抗原の検索を実施して病型分類を行った場合に算定できる。

イ 対象疾病は白血病、悪性リンパ腫等である。

ウ 検査に用いられるモノクローナル抗体は、医薬品として承認されたものであり、検査に当たって用いたモノクローナル抗体の種類、回数にかかわらず、一連として所定点数を算定する。

D 0 0 6 出血・凝固検査

- (1) 出血時間測定時の耳朶採血料は、「1」の出血時間測定の所定点数に含まれる。
- (2) 「7」の複合凝固因子検査に該当する検査は、オーレンのトロンボテスト、ヘパプラスチンテスト等をいい、トロンボテストと「1」のプロトロンビン時間測定を同時に施行した場合は、主たるもののみ算定する。
- (3) 「8」の血小板凝集能を測定するに際しては、その過程で血小板数を測定することから、区分番号「D 0 0 5」血液形態・機能検査の「6」の末梢血液一般検査の所定点数を別に算定することはできない。
- (4) 「13」のフィブリノーゲン分解産物精密測定は、「11」の線維素分解産物（FDP）測定が異常値を示した場合に実施したときに算定できる。
- (5) 「15」のPIVKA IIは、出血・凝固検査として行った場合に算定する。
- (6) 「16」の凝固因子インヒビターは、第Ⅷ因子又は第Ⅸ因子の定量測定を行った場合に、それぞれの測定1回につきこの項で算定する。
- (7) 「16」の第Ⅷ因子様抗原は、SRID法、ロケット免疫電気泳動法又は通則に掲げる精密検査によるものである。
- (8) 「20」のトロンボモジュリン精密測定は、膠原病の診断若しくは経過観察又はDIC若しくはそれに引き続いて起こるMOF観察のために測定した場合のみ算定できる。
- (9) フィブリンモノマー複合体定量

ア 「21」のフィブリンモノマー複合体定量は、DICの診断及び治療経過の観察のために実施した場合に算定する。

イ フィブリンモノマー複合体定量、「19」のトロンビン・アンチトロンビンⅢ複合体（TAT）精密測定及び「19」のプロトロンビンフラグメントF1+2精密測定のうちいずれか複数を同時に測定した場合は、主たるもののみ算定する。

D 0 0 6 - 2 血液細胞核酸増幅同定検査（造血器腫瘍核酸増幅同定検査）

- (1) 別に厚生労働大臣の定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において、6月に1回を限度として算定できる。血液細胞核酸増幅同定検査は、PCR法、LCR法又はサザンブロット法による。
- (2) 区分番号「D 0 0 4」の穿刺液・採取液検査の「15」の悪性腫瘍遺伝子検査、区分番号「D 0 0 6 - 2」血液細胞核酸増幅同定検査（造血器腫瘍核酸増幅同定検査）又は区分番号「D 0 0 6 - 6」免疫関連遺伝子再構成のうちいずれかを同一月中に併せて行った場合には、主たるもののみ算定する。

D 0 0 6 - 3 Major bcr-abl mRNA核酸増幅精密測定

Major bcr-abl mRNA核酸増幅精密測定は、TMA法により測定した場合

に限り算定できる。

D006-4 遺伝病的検査

(1) 遺伝病的検査は以下の遺伝子疾患が疑われる場合に行うものとし、患者1人につき1回算定できる。

- ア デュシェンヌ型筋ジストロフィー
- イ ベッカー型筋ジストロフィー
- ウ 福山型先天性筋ジストロフィー
- エ 栄養障害型表皮水疱症
- オ 家族性アミロイドーシス
- カ 先天性QT延長症候群
- キ 脊髄性筋萎縮症
- ク 中枢神経白質形成異常症
- ケ ムコ多糖症Ⅰ型
- コ ムコ多糖症Ⅱ型
- サ ゴーシェ病
- シ ファブリ病
- ス ポンペ病

(2) (1)のアからクまでに掲げる遺伝子疾患の検査は、PCR法、DNAシーケンス法、FISH法又はサザンブロット法による。(1)のケからスまでに掲げる遺伝子疾患の検査は、酵素活性測定法、DNAシーケンス法又は培養法による。

(3) 検査の実施に当たっては、厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」(平成16年12月)及び関係学会による「遺伝学的検査に関するガイドライン」(平成15年8月)を遵守すること。

D006-5 染色体検査

(1) 染色体検査の所定点数には、フィルム代、現像代、引伸印画作製代を含む。

(2) 染色体検査の「注」の分染法加算については、その種類、方法にかかわらず、1回の算定とする。

D006-6 免疫関連遺伝子再構成

(1) 免疫関連遺伝子再構成は、PCR法、LCR法又はサザンブロット法により、悪性リンパ腫、急性リンパ性白血病又は慢性リンパ性白血病の診断の目的で検査を行った場合に、6月に1回を限度として算定できる。

(2) 区分番号「D004」の穿刺液・採取液検査の「15」の悪性腫瘍遺伝子検査、区分番号「D006-2」血液細胞核酸増幅同定検査(造血器腫瘍核酸増幅同定検査)又は区分番号「D006-6」免疫関連遺伝子再構成のうちいずれかを同一月中に併せて行った場合には、主たるもののみ算定する。

D006-7 WT1 mRNA定量

WT1 mRNA定量は、リアルタイムRT-PCR法により、急性骨髄性白血病の診断の補助又は経過観察時に行った場合に1月に1回を限度として算定できる。

D007 血液化学検査

- (1) 抱合型ビリルビンを測定した場合は、「1」の直接ビリルビンの所定点数を算定する。
- (2) 「1」のNa及びClについては、両方を測定した場合も、いずれか一方のみを測定した場合も、同一の所定点数により算定する。
- (3) 「1」のCa及び「7」のイオン化カルシウムを同時に測定した場合には、いずれか一方についてのみ所定点数を算定する。
- (4) 「1」の膠質反応については、反応の種類ごとに所定点数を算定する。
なお、次に掲げる検査については、膠質反応又は膠質反応に類似した検査としてこの項により所定点数を算定できる。
ア 硫酸亜鉛試験（クンケル反応）（Z T T）
イ チモール混濁反応（T T T）
- (5) 直接比色法による総鉄結合能（T I B C）及び不飽和鉄結合能（U I B C）は「1」の鉄に準じて算定する。
- (6) 「4」のHDL-Cコレステロール、「4」の総コレステロール及び「5」のLDL-Cコレステロールを併せて測定した場合は、主たるもの2つの所定点数を算定する。
- (7) 「4」のP及びHPO₄については、両方を測定した場合も、いずれか一方のみを測定した場合も、同一の所定点数により算定する。
- (8) 「5」の蛋白分画測定、「1」の総蛋白及びアルブミンを併せて測定した場合は、主たるもの2つの所定点数を算定する。
- (9) 「7」のマンガンは、1月以上（胆汁排泄能の低下している患者については2週間以上）高カロリー静脈栄養法が行われている患者に対して、3月に1回に限り算定することができる。
- (10) 「9」のケトン体及び「15」のケトン体分画の検査を併せて実施した場合は、ケトン体分画の所定点数のみ算定する。
- (11) 「12」の有機モノカルボン酸定量については、グルタチオン、乳酸、ピルビン酸及びα-ケトグルタル酸の各物質の測定を行った場合に、それぞれの測定ごとに所定点数を算定する。
- (12) 同一検体について「12」の重炭酸塩及び「25」の血液ガス分析の検査を併せて行った場合は、血液ガス分析の所定点数のみ算定する。
- (13) 「14」のグリコアルブミンは、HPLC（2カラム）、HPLC（1カラム）-発色法、アフィニティークロマトグラフィー・免疫比濁法によるグリコアルブミン測定装置を用いて測定した場合、EIA法又は酵素法により測定した場合に所定点数を算定する。
- (14) 区分番号「D005」血液形態・機能検査の「9」のヘモグロビンA_{1c}（HbA_{1c}）、本区分「14」のグリコアルブミン又は「17」の1,5アンヒドロ-D-グルシトール（1,5AG）のうちいずれかを同一月中に合わせて2回以上実施した場合は、月1回に限り主たるもののみ算定する。ただし、妊娠中の患者、1型糖尿病患者、経口血糖降下薬の投与を開始して6月以内の患者、インスリン治療を開始して6月以内の患者等については、いずれか1項目を月1回に限り別に算定できる。
- (15) 肝胆道疾患の診断の目的で尿中硫酸抱合型胆汁酸測定を酵素法により実施した場合は、「15」のコレステロール分画に準じて算定する。ただし、「12」の胆汁酸を同時に測定した場合には、いずれか一方の所定点数のみを算定する。

- (16) 「18」の総鉄結合能(TIBC)と「17」の不飽和鉄結合能(UIBC)を同時に実施した場合は、いずれか一方の所定点数を算定する。
- (17) 「19」のCPK・アイソザイム精密測定とは、血清クレアチン・フォスフォキナーゼ(CPK)のMB型アイソザイム測定をいう。
- (18) 「20」の凝固因子インヒビター定性(クロスミキシング試験)は、原因不明のプロトロンビン時間延長又は活性化部分トロンボプラスチン時間延長がみられる患者に対して行った場合に限り算定できる。
- (19) 「20」の膵分泌性トリプシンインヒビター(PSTI)と「29」のトリプシンを同時に実施した場合は、いずれか一方の所定点数を算定する。
- (20) 「20」の乳酸脱水素酵素・アイソザイム1型は酵素学的阻害法による。
- (21) 「20」のアポリポ蛋白は、AⅠ、AⅡ、B、CⅡ、CⅢ及びEのうち3項目以上測定した場合に、所定点数を算定する。
- (22) 「21」のヘパリンの血中濃度測定においては、同一の患者につき1月以内に当該検査を2回以上行った場合においては、算定は1回とし、第1回の測定を行ったときに算定する。
- (23) 「22」のシアル化糖鎖抗原KL-6、「23」のサーファクタントプロテインA(SP-A)及び「24」のサーファクタントプロテインD(SP-D)のうちいずれか複数を実施した場合は、主たるもののみ算定する。シアル化糖鎖抗原KL-6は、EIA法又はECLIA法により、サーファクタントプロテインA(SP-A)及びサーファクタントプロテインD(SP-D)は、EIA法による。
- (24) 「22」の心筋トロポニンI精密測定と「23」の心筋トロポニンTを同一月に併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- (25) 「22」のペントシジンは、「1」の尿素窒素(BUN)又は「1」のクレアチニンにより腎機能低下(糖尿病性腎症によるものを除く。)が疑われた場合に、3月に1回に限り算定できる。ただし、「23」のシスタチンC精密測定を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- (26) 「22」のリポ蛋白(a)精密測定は、3月に1回を限度として算定できる。
- (27) 「22」のイヌリンは、「1」の尿素窒素(BUN)又は「1」のクレアチニンにより腎機能低下が疑われた場合に、6月に1回に限り算定できる。ただし、「1」のクレアチニン(腎クリアランス測定の目的で行い、血清及び尿を同時に測定する場合に限る。)を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- (28) シスタチンC精密測定
- ア 「23」のシスタチンC精密測定は、ラテックス凝集比濁法、金コロイド凝集法又はネフェロメトリー法により実施した場合のみ算定できる。
- イ シスタチンC精密測定は、「1」の尿素窒素(BUN)又は「1」のクレアチニンにより腎機能低下が疑われた場合に、3月に1回に限り算定できる。ただし、「22」のペントシジンを併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- (29) 「25」の血液ガス分析の所定点数には、Na、K、Cl、pH、PO₂、PCO₂及びHCO₃⁻の各測定を含むものであり、測定項目数にかかわらず、所定点数により算定する。なお、同時に行ったヘモグロビン測定については算定しない。
- (30) 「25」の血液ガス分析は当該検査の対象患者の診療を行っている保険医療機関内で実施

した場合にのみ算定できるものであり、委託契約等に基づき当該保険医療機関外で実施された検査の結果報告を受けるのみの場合は算定できない。ただし、委託契約等に基づき当該保険医療機関内で実施された検査について、その結果が当該保険医療機関に速やかに報告されるような場合は、所定点数により算定する。

なお、在宅酸素療法を実施している入院施設を有しない診療所が、緊急時に必要、かつ、密接な連携を取り得る入院施設を有する他の保険医療機関において血液ガス分析を行う場合であって、採血後、速やかに検査を実施し、検査結果が速やかに当該診療所に報告された場合にあっては算定できるものとする。

- (31) 「25」のヒト心臓由来脂肪酸結合蛋白（H-FABP）はELISA法又は免疫クロマト法により、急性心筋梗塞の診断を目的に用いた場合のみ算定する。

ただし、ヒト心臓由来脂肪酸結合蛋白（H-FABP）と「25」のミオグロビンを併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

- (32) 「25」のIV型コラーゲン精密測定又は「26」のIV型コラーゲン・7S精密測定は、「31」のプロリルヒドロキシラーゼ（PH）精密測定又は「25」のP-III-P精密測定と併せて行った場合には、一方の所定点数のみ算定する。

- (33) 「25」のアルブミン非結合型ビリルビンは、診察及び他の検査の結果から、核黄疸に進展するおそれがある新生児である患者に対して、生後2週間以内に経過観察を行う場合に算定する。

- (34) 「28」のアルカリフォスファターゼ・アイソザイム精密測定及び区分番号「D008」内分泌学的検査の「13」の骨型アルカリフォスファターゼ（BAP）精密測定を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

- (35) 「28」のアセトアミノフェン精密測定は、同一の患者につき1月以内に2回以上行った場合は、第1回の測定を行ったときに1回に限り算定する。

- (36) 腔分泌液中インスリン様成長因子結合蛋白1型（IGFBP-1）

ア 「28」の腔分泌液中インスリン様成長因子結合蛋白1型（IGFBP-1）は、免疫クロマト法により、破水の診断のために妊娠満22週以上満37週未満の者を対象として測定した場合のみ算定する。

イ 「28」の腔分泌液中インスリン様成長因子結合蛋白1型（IGFBP-1）及び区分番号「D015」血漿蛋白免疫学的検査の「19」の頸管腔分泌液中癌胎児性フィブロネクチンを併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

- (37) 「28」の心室筋ミオシン軽鎖I精密測定は、同一の患者につき同一日に当該検査を2回以上行った場合は、1回のみ算定する。

- (38) 「28」のヒアルロン酸は、サンドイッチ バインディング プロテイン アッセイ法、¹²⁵Iによる競合法を用いたバインディング プロテイン アッセイ法、LA法（測定機器を用いるもの）又はLBA法による。ただし、本検査は慢性肝炎の患者に対して、慢性肝炎の経過観察及び肝生検の適応の確認を行う場合に算定できる。

- (39) 「29」のレムナント様リポ蛋白（RLP）コレステロールは免疫吸着法-酵素法又は酵素法により実施し、3月に1回を限度として算定できる。

- (40) 「31」のリポ蛋白リパーゼ精密測定は、高トリグリセライド血症及びLPL欠損症が疑われる場合の鑑別のために測定した場合のみ算定できる。また、ヘパリン負荷が行われた

場合、投与したヘパリンは区分番号「D500」の薬剤として算定できるが、注射料は算定できない。

- (41) 「31」の肝細胞増殖因子（HGF）はELISA法により、肝炎にて劇症化が疑われる場合又は劇症肝炎の経過観察に用いた場合のみ算定する。
- (42) 「31」のCKアイソフォームは、免疫阻害法により実施し、同時に測定される「1」のクレアチン・フォスフォキナーゼ（CPK）の費用は別に算定できない。
- (43) 「32」の2,5-オリゴアデニル酸合成酵素活性精密測定は、ウイルス血症を伴う慢性活動性肝炎患者のインターフェロン製剤の投与量及び治療効果の判定に用いた場合に算定する。
- (44) 「32」の腔分泌液中 α -フェトプロテインは色素免疫測定法により、破水の診断のために妊娠満22週以上満37週未満の者を対象として実施した場合に算定する。
- (45) 「35」のプロカルシトニン（PCT）は、敗血症（細菌性）を疑う患者を対象として測定した場合に算定できる。ただし、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「27」のエンドトキシン定量検査を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- (46) 「37」の1,25ジヒドロキシビタミンD₃（1,25（OH）₂D₃）は、ラジオレセプターアッセイ法又はRIA法により、慢性腎不全、特発性副甲状腺機能低下症、偽性副甲状腺機能低下症、ビタミンD依存症I型若しくは低リン血症性ビタミンD抵抗性くる病の診断時又はそれらの疾患に対する活性型ビタミンD₃剤による治療中に測定した場合にのみ算定できる。なお、活性型ビタミンD₃剤による治療開始後1月以内においては2回を限度とし、その後は3月に1回を限度として算定する。
- (47) 血液化学検査の注に掲げる検査と併せて、血液化学検査の注に掲げる検査を準用することが認められている検査を行った場合は、当該検査も注に掲げる項目数の算定に含める。
- (48) 血液化学検査の注のハの注に規定する10項目以上の包括点数を算定する場合の入院時初回加算は、入院時に初めて行われる検査は項目数が多くなることにかんがみ、血液化学検査の注に掲げる検査を10項目以上行った場合に、入院時初回検査に限り20点を加算するものであり、入院後初回の検査以外の検査において10項目以上となった場合にあっては、当該加算点数は算定できない。また、基本的検体検査実施料を算定している場合にあっては、当該加算点数は算定できない。

D008 内分泌学的検査

- (1) 各種ホルモンの日内変動検査は、内分泌学的検査の該当する項目の測定回数により算定するが、その回数については妥当適切な範囲であること。
- (2) 「1」のヒト絨毛性ゴナドトロピン（HCG）定性及び「11」のヒト絨毛性ゴナドトロピン β （HCG β ）分画は、免疫学的妊娠試験に該当するものである。
- (3) 「7」のレニン活性精密測定と「7」のレニン定量精密測定を併せて行った場合は、一方の所定点数のみ算定する。
- (4) 「9」のC-ペプチド（CPR）精密測定を同時に血液及び尿の両方の検体について測定した場合は、血液の場合の所定点数のみを算定する。
- (5) 「9」の黄体形成ホルモン（LH）はLA法又は通則に掲げる精密検査による。
- (6) ヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド（BNP）精密測定
ア 「10」のヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド（BNP）精密測定は、心不全の診断又は病態把握のために実施した場合に月1回に限り算定する。

- イ 1週間以内に「10」のヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド（BNP）精密測定、ヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド前駆体N端フラグメント（NT-proBNP）精密測定及び本区分「18」のヒト心房性ナトリウム利尿ペプチド（HANP）精密測定のうち2項目以上を併せて実施した場合は、主たるもの1つに限り算定する。
- ウ 本検査を実施した場合は、診療報酬明細書の摘要欄に本検査の実施日（「10」のヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド前駆体N端フラグメント（NT-proBNP）精密測定又は「18」のヒト心房性ナトリウム利尿ペプチド（HANP）精密測定を併せて実施した場合は、併せて当該検査の実施日）を記載する。
- (7) ヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド前駆体N端フラグメント（NT-proBNP）精密測定
- ア 「10」のヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド前駆体N端フラグメント（NT-proBNP）精密測定は、心不全の診断又は病態把握のために実施した場合に月に1回に限り算定する。
- イ 1週間以内に「10」のヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド前駆体N端フラグメント（NT-proBNP）精密測定、「10」のヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド（BNP）精密測定及び「18」のヒト心房性ナトリウム利尿ペプチド（HANP）精密測定のうち2項目以上を併せて実施した場合は、主たるもの1つに限り算定する。
- ウ 本検査を実施した場合は、診療報酬明細書の摘要欄に本検査の実施日（「10」のヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド（BNP）精密測定又は「18」のヒト心房性ナトリウム利尿ペプチド（HANP）精密測定を併せて実施した場合は、併せて当該検査の実施日）を記載する。
- (8) 「10」の抗グルタミン酸デカルボキシラーゼ（GAD）抗体価精密測定は、すでに糖尿病の診断が確定した患者に対し、インスリン依存型糖尿病（IDDM）の診断に用いた場合に算定できる。
- (9) ヒト絨毛性ゴナドトロピンβ（HCGβ）分画
- ア 「11」のヒト絨毛性ゴナドトロピンβ（HCGβ）分画は、HCG産生腫瘍患者に対して測定した場合のみ算定できる。
- イ 「11」のヒト絨毛性ゴナドトロピンβ（HCGβ）分画、「1」のヒト絨毛性ゴナドトロピン（HCG）定性又は「11」のヒト絨毛性ゴナドトロピン定量（HCG定量）精密測定を併せて実施した場合は、主たるもの1つに限り算定する。
- (10) 「11」のヒト絨毛性ゴナドトロピン定量（HCG定量）精密測定は、HCG・LH検査（試験管法）を含むものである。
- (11) 「12」のI型コラーゲン架橋N-テロペプチド（NTx）精密測定及び「16」の尿中デオキシピリジノリン精密測定は、原発性副甲状腺機能亢進症の手術適応の決定、副甲状腺機能亢進症手術後の治療効果判定又は骨粗鬆症の薬剤治療方針の選択に際して実施された場合に算定する。
- なお、骨粗鬆症の薬剤治療方針の選択時に1回、その後6月以内の薬剤効果判定時に1回に限り、また薬剤治療方針を変更したときは変更後6月以内に1回に限り算定できる。
- (12) 「12」のI型コラーゲン架橋N-テロペプチド（NTx）精密測定、「13」のオステオカルシン精密測定又は「16」の尿中デオキシピリジノリン精密測定を併せて実施した場合は、

いずれか1つのみ算定する。

- (13) 「13」のオステオカルシン精密測定は、続発性副甲状腺機能亢進症の手術適応の決定及び原発性又は続発性の副甲状腺機能亢進症による副甲状腺（上皮小体）腺腫過形成手術後の治療効果判定に際して実施した場合のみ算定できる。
- (14) 「13」の骨型アルカリフォスファターゼ（BAP）精密測定及び区分番号「D007」血液化学検査の「28」のアルカリフォスファターゼ・アイソザイム精密測定を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- (15) 「13」の尿中 β クロスラプス精密測定は、骨粗鬆症におけるホルモン補充療法及びビスフォスフォネート療法等、骨吸収抑制能を有する薬物療法の治療効果判定又は治療経過観察を行った場合に算定できる。ただし、治療開始前においては1回、その後は6月以内に1回に限り算定できる。
- (16) β クロスラプス精密測定
「13」の β クロスラプス精密測定は、骨粗鬆症におけるホルモン補充療法及びビスフォスフォネート療法等、骨吸収抑制能を有する薬物療法の治療効果判定又は治療経過観察を行った場合に算定できる。ただし、治療開始前においては1回、その後は6月以内に1回に限り算定できる。
なお、「13」の尿中 β クロスラプス精密測定と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- (17) 低カルボキシル化オステオカルシン（ucOC）精密測定は、骨粗鬆症におけるビタミン K_2 剤の治療選択目的で行った場合又は治療経過観察を行った場合に算定できる。ただし、治療開始前においては1回、その後は6月以内に1回に限り算定できる。
- (18) 「14」のエストロジェンについては、「14」のエストリオール（ E_3 ）精密測定又は「16」のエストラジオール（ E_2 ）精密測定と同時に実施した場合は算定できない。
- (19) 「15」の副甲状腺ホルモン関連蛋白C端フラグメント（C-PThrP）精密測定又は「16」の副甲状腺ホルモン関連蛋白（PThrP）精密測定は、高カルシウム血症の鑑別並びに悪性腫瘍に伴う高カルシウム血症に対する治療効果の判定のために測定した場合のみ算定する。
- (20) 「17」の抗IA-2抗体精密測定は、すでに糖尿病の診断が確定し、かつ、「10」の抗グルタミン酸デカルボキシラーゼ（GAD）抗体価精密測定の結果、陰性が確認された30歳未満の患者に対し、インスリン依存型糖尿病（IDDM）の診断に用いた場合に算定する。
なお、当該検査を算定するに当たっては、その理由及び医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- (21) 「17」のエリスロポエチン精密測定は、赤血球増加症の鑑別診断並びに重度の慢性腎不全患者及びエリスロポエチン投与前の透析患者における腎性貧血の診断のために行った場合に算定する。
- (22) 「17」の 17α -ヒドロキシプロジェステロン精密測定は、先天性副腎皮質過形成症の精密検査又は治療効果判定のために行った場合に算定する。
- (23) 1週間以内に「18」のヒト心房性ナトリウム利尿ペプチド（HANP）精密測定、「10」のヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド前駆体N端フラグメント（NT-proBNP）精密

測定及びヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド（BNP）精密測定のうち2項目以上を併せて実施した場合は、主たるもの1つに限り算定する。

(24) 「19」のノルメタネフリン精密測定は、褐色細胞腫の診断又は術後の効果判定のため行った場合に算定し、「18」のメタネフリン精密測定を併せて行った場合は、主たるもののみ算定する。

(25) インスリン様成長因子結合蛋白3型（IGFBP-3）精密測定

ア 「20」のインスリン様成長因子結合蛋白3型（IGFBP-3）精密測定は、成長ホルモン分泌不全症の診断と治療開始時の適応判定のために実施した場合に算定できる。

なお、成長ホルモン分泌不全症の診断については、厚生省間脳下垂体障害研究班「成長ホルモン分泌不全性低身長症診断の手引き」を、治療開始時の適応判定については（財）成長科学協会「ヒト成長ホルモン治療開始時の適応基準」を参照すること。

イ インスリン様成長因子結合蛋白3型（IGFBP-3）精密測定を「18」のソマトメジンC精密測定と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

D009 腫瘍マーカー

(1) 腫瘍マーカーは、悪性腫瘍の患者であることが強く疑われる者に対して検査を行った場合に、悪性腫瘍の診断の確定又は転帰の決定までの間に1回を限度として算定する。

悪性腫瘍の診断が確定し、計画的な治療管理を開始した場合、当該治療管理中に行った腫瘍マーカーの検査の費用は区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料に含まれ、腫瘍マーカーは、原則として、区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料と同一月に併せて算定できない。ただし、悪性腫瘍の診断が確定した場合であっても、次に掲げる場合においては、区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料とは別に腫瘍マーカーの検査料を算定できる。

ア 急性及び慢性膵炎の診断及び経過観察のために「4」のエラスターゼ1精密測定を行った場合

イ 肝硬変、HBs抗原陽性の慢性肝炎又はHCV抗体陽性の慢性肝炎の患者について、「2」の α -フェトプロテイン（AFP）又は「6」のPIVKA-II精密測定を行った場合（月1回に限る。）

ウ 子宮内膜症の診断又は治療効果判定を目的として「7」のCA125精密測定、「11」のCA130精密測定又は「10」のCA602精密測定を行った場合（診断又は治療前及び治療後の各1回に限る。）

エ 家族性大腸腺腫症の患者に対して「2」の癌胎児性抗原（CEA）精密測定を行った場合

(2) 「1」の尿中BTAは、膀胱癌であると既に確定診断がされた患者に対して、膀胱癌再発の診断のために行い、当該検査の結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に限り、区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料の「イ」を算定する。

(3) 「5」のPSA精密測定は、診察、腫瘍マーカー以外の検査、画像診断等の結果から、前立腺癌の患者であることを強く疑われる者に対して検査を行った場合に、前立腺癌の診断の確定又は転帰の決定までの間に原則として、1回を限度として算定する。ただし、P

SA精密測定の結果が4.0ng/mL以上であって前立腺癌の確定診断がつかない場合においては、3月に1回に限り、3回を上限として算定できる。

なお、当該検査を2回以上算定するに当たっては、検査値を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

(4) 尿中NMP22精密測定

ア 「7」の尿中NMP22精密測定は、区分番号「D002」尿沈渣顕微鏡検査により赤血球が認められ、尿路上皮癌の患者であることが強く疑われる者に対して行った場合に限り算定する。

イ 「7」の尿中NMP22精密測定については、尿路上皮癌の診断が確定した後に行った場合であっても、区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料は算定できない。

(5) 「7」のCA125精密測定、「11」のCA130精密測定、「10」のCA602精密測定のうち2項目又は3項目を併せて測定した場合は、主たるもの1つに限り算定する。

(6) 上記(1)にかかわらず、(5)に掲げる項目について、1つを区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料の項目とし、他の1又は2つの検査を腫瘍マーカーの項目として算定することはできず、いずれか一方のみ算定する。

(7) 「8」のI型コラーゲンCテロペプチド精密測定、区分番号「D008」内分泌学的検査の「12」のI型コラーゲン架橋N-テロペプチド(NTx)精密測定又は同区分「16」の尿中デオキシピリジノリン精密測定は、乳癌、肺癌又は前立腺癌であると既に確定診断された患者について骨転移の診断のために当該検査を行い、当該検査の結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に限り、区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料の「ロ」を算定する。

(8) 「8」のI型プロコラーゲンC-プロペプチド精密測定は、前立腺癌であると既に確定診断された患者に対して、骨転移の診断のために当該検査を行い、当該検査の結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に限り、区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料の「ロ」を算定する。

(9) シアリルLe^x(CSLEX)抗原精密測定

ア 「8」のシアリルLe^x(CSLEX)抗原精密測定は、診療及び他の検査の結果から乳癌の患者であることが強く疑われる者に対して検査を行った場合に算定する。

イ シアリルLe^x(CSLEX)抗原精密測定と「3」のCA15-3精密測定を併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。

(10) 「8」の血清中抗p53抗体測定は、食道癌、大腸癌又は乳癌が強く疑われる患者に対して行った場合に月1回に限り算定できる。

(11) 「8」のフリーPSA/トータルPSA比精密測定は、診療及び他の検査(PSA精密測定等)の結果から前立腺癌の患者であることが強く疑われる者に対して行った場合に限り算定する。

(12) 「9」のサイトケラチン19フラグメント精密測定は、悪性腫瘍であることが既に確定診断された患者については、小細胞癌を除く肺癌の場合に限り、区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料を算定できる。

(13) 「9」のガストリン放出ペプチド前駆体(ProGRP)精密測定を「6」の神経特異

- エノラーゼ（NSE）精密測定と併せて実施した場合には、主たるもののみ算定する。
- (14) 尿中遊離型フコース
- ア 「10」の尿中遊離型フコースは酵素化学的測定法による。
- イ 尿中遊離型フコース、「2」の癌胎児性抗原（CEA）精密測定、「3」のDUPAN-2精密測定のうち2項目又は3項目を併せて測定した場合は、主たるもの1つに限り算定する。
- (15) 同一月内に「10」のAFPのレクチン反応性による分画比（AFP-L₃%）を「2」のα-フェトプロテイン（AFP）又は「6」のPIVKA-II精密測定と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。なお、「10」のAFPのレクチン反応性による分画比（AFP-L₃%）は、電気泳動法及び抗体親和性転写法又はLBA法による。
- (16) 「10」の癌関連ガラクトース転移酵素（GAT）精密測定は、内膜症性嚢胞を有する患者又は内膜症性嚢胞が疑われる患者について、卵巣癌が疑われる場合のみ算定できる。
- (17) 「12」の尿中ヒト絨毛性ゴナドトロピンβ分画コア定量（HCGβコア定量）精密測定は、診療及び他の検査の結果から、子宮頸癌、子宮体癌又は卵巣癌の患者であることが強く疑われる者に対して行った場合に算定する。
- (18) 「14」の乳頭分泌液中CEA精密測定は、乳頭異常分泌患者に対して非腫瘍性乳癌を強く疑って、乳頭分泌液中のCEAを測定した場合に算定する。
- (19) 乳頭分泌液中HER2タンパク測定
- ア 「14」の乳頭分泌液中HER2タンパク測定は、乳頭異常分泌患者に対して非腫瘍性乳癌を強く疑って、EIA法により、乳頭分泌液中のHER2タンパクを測定した場合に限り算定する。
- イ 「14」の乳頭分泌液中HER2タンパク測定及び「14」の乳頭分泌液中CEA精密測定を併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。
- (20) 「14」の血清中HER2タンパク測定は、乳癌であると既に確定診断され、かつ、HER2タンパク過剰発現が認められている患者又は他の測定法により、HER2タンパク過剰発現の有無が確認されていない再発乳癌患者に対して、EIA法により行い、当該検査の結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に限り、区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料の「ロ」を算定する。
- (21) 「15」のインターロイキン2受容体（IL-2R）精密測定は、非ホジキンリンパ腫、ATLの診断の目的で測定した場合に算定できる。
- また、非ホジキンリンパ腫又はATLであることが既に確定診断された患者に対して、経過観察のために測定した場合は、区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料の「ロ」により算定する。
- (22) 「注2」に係る規定は、本区分に掲げる血液を検体とする検査と「10」の尿中遊離型フコース、「12」の尿中ヒト絨毛性ゴナドトロピンβ分画コア定量（HCGβコア定量）精密測定、「14」の乳頭分泌液中CEA精密測定又は「14」の乳頭分泌液中HER2タンパク測定を同一日に行った場合にも、適用する。

D010 特殊分析

- (1) フェニール・アラニン又はヒスチジンを服用させ血清又は尿中のフェニール・アラニン又はヒスチジンの定量検査を行った場合は、それぞれ1回の測定につき「5」により算定

し、使用した薬剤は、区分番号「D500」薬剤により算定する。

- (2) 「3」のチロシン測定は、酵素法による。
- (3) 「4」の総分岐鎖アミノ酸／チロシンモル比は、酵素法による。
- (4) 「8」の先天性代謝異常症検査は、臨床症状・検査所見・家族歴等から先天性有機酸代謝異常症等が強く疑われた患者に対し、ガスクロマトグラフィー・マススペクトロメトリーを用いて診断を行った場合に算定する。

D011 免疫血液学的検査

- (1) 「3」のRh（その他の因子）血液型については、同一検体による検査の場合は因子の種類及び数にかかわらず、所定点数を算定する。
- (2) 「4」の赤血球不規則抗体検査は、輸血歴又は妊娠歴のある患者に対し、第2章第10部手術第7款の各区分に掲げる胸部手術、同部第8款の各区分に掲げる心・脈管手術、同部第9款の各区分に掲げる腹部手術又は区分番号「K877」子宮全摘術、「K879」子宮悪性腫瘍手術、「K889」子宮附属器悪性腫瘍手術（両側）、「K898」帝王切開術又は「K912」子宮外妊娠手術が行われた場合に、手術の当日に算定する。
また、手術に際して輸血が行われた場合は、本検査又は区分番号「K920」輸血の「注6」に定める不規則抗体検査加算のいずれかを算定する。
この場合、診療報酬明細書の摘要欄に輸血歴又は妊娠歴がある旨を記載する。
- (3) 「6」のPAIgG（血小板関連IgG）は、特発性血小板減少性紫斑病の診断又は経過判定の目的で行った場合に算定する。

D012 感染症免疫学的検査

- (1) 「1」及び「5」における梅毒脂質抗原使用検査は、従来の梅毒沈降反応（ガラス板法、VDRL法、RPR法、凝集法等）をいい、梅毒脂質抗原使用検査（定性）又は梅毒脂質抗原使用検査（定量）ごとに梅毒沈降反応を併せて2種類以上ずつ行った場合でも、それぞれ主たるもののみ算定する。
- (2) 「7」の迅速ウレアーゼ試験を含むヘリコバクター・ピロリ感染診断の保険診療上の取扱いについては「ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いについて」（平成12年10月31日保険発第180号）に即して行うこと。
- (3) 「7」のアデノウイルス抗原と「8」のロタウイルス抗原を同時に測定した場合にあつては、主たる検査の所定点数のみ算定する。
- (4) ヘリコバクター・ピロリ抗体
 - ア 「9」のヘリコバクター・ピロリ抗体は、LA法、免疫クロマト法、金コロイド免疫測定法又はEIA法（簡易法）により実施した場合に算定する。
 - イ 当該検査を含むヘリコバクター・ピロリ感染診断の保険診療上の取扱いについては「ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いについて」（平成12年10月31日保険発第180号）に即して行うこと。
- (5) ウイルス抗体価
 - ア 「11」のウイルス抗体価は、治療上必要な場合に行うものとし、次に掲げるものを当該検査の対象とする。
 - (イ) アデノウイルス
 - (ロ) コクサッキーウイルス